

## 家畜共済制度の変遷

年次	制度変遷の概要	参考
明治 19 24 33 38 39 44	各府県の家畜共済事業について調査（第1回） 各府県の家畜共済事業について調査（第2回）	パウル・マイエット「農業保険論」を起草 「日本振農策」（エッゲルト）刊行 産牛馬組合法公布、保険業法公布  「家畜保険論」（津野慶太郎）刊行
大正 4	12 地方畜産主任官会議に「家畜共済事業の現況及之が普及発達を促進する為執るべき方策如何」を諮問	畜産組合法公布 この頃から中央、地方の各団体から政府に対して家畜保険法制定の建議、請願、陳情が相次ぐ。
昭和 2 3 4	14 各府県の家畜共済事業について調査（第3回） 15 商工省に損害保険制度調査委員会を設立し農業関係保険制度について諮問 上記委員会家畜保険に関する審議を開始 上記委員会家畜保険に関し答申 4 家畜保険法（3月法律第19号）公布 家畜再保険特別会計法（3月法律第11号）公布	
5 6 8 9 11 13 14 16 18	5 秋田県山本郡家畜保険組合に対し最初の設立認可指令 6 高等小学校読本農村用第3学年（上）に「家畜保険」掲載 8 9 家畜保険組合衛生施設助成規則公布（病傷の診療、予防に要する組合の費用に対し助成） 11 家畜保険小団体施設省令公布（加入の団体的取りまとめ等に対し奨励金を交付） 13 14 16 家畜保険省令規則公布（加入増加のための事業、普及宣伝事業、事故防止事業に対し奨励金を交付） 18	畜産局に家畜保険課設置  農業動産信用法公布  漁船保険法公布  農業保険法公布 農業再保険特別会計法公布 農林省官制改正により、農政局農業保険課において家畜保険に係る事務を分掌することとなる。 農業保険法の改正（純保険料国庫負担、強制加入制度）

年次	制度変遷の概要	参考
昭和 22	<b>農業災害補償法（12月法律第185号）</b> 公布（死亡廃用共済、疾病傷害共済、生産共済） 簡易家畜診療所の設置補助開始。22～25年 1,000 か所。	
23	引受開始、廃用の解釈取扱いを通達	馬の流行性脳炎発生 へい獣処理場等に関する法律公布
24	<b>農業災害補償法の一部改正（6月法律第201号）</b> （牛馬の死亡廃用共済の義務加入制、最低共済金額制） <b>農業災害補償法の一部改正（12月法律第265号）</b> （最低共済掛金の1/2 国庫負担） 家畜共済事業事務費の負担はじまる。加入頭数伸びはじめる。廃用の解釈取扱いを通達。	家畜商法公布 獣医師法公布 牛の流行性感冒発生
25	加入頭数増加、死廃事故多発、馬伝貧・牛結核の事故増加、廃用事故の範囲を明確化	牛の流行性感冒大発生 24～25年で約60万頭 家畜保健衛生所法公布 家畜改良増殖法公布
26	事故防止と事故の適正取扱いを通達	家畜伝染病予防法公布
27	家畜事故防止施設費補助開始。27～30年 1,501 か所。疾病傷害共済乙種の実施、事業ようやく安定化へ。	牛の流行性感冒発生 農業共済基金法公布 漁船損害補償法公布 と畜場法公布
28	<b>家畜共済の臨時特例法（8月法律第244号）</b> （死亡廃用共済と疾病傷害共済の一元化を2年間試験的に実施）	
29		酪農振興法公布
30	<b>農業災害補償法の一部改正（7月法律第95号）</b> （死廃病傷共済の全面実施） 病傷事故、乳牛の廃用事故が増加、収支再び悪化 事故低下補助金の交付開始	
31	病傷事故増加、死廃事故確認・適正評価・診療適正化対策を実施	牛の流行性感冒発生 家畜取引法公布
32	病傷診療内容適正化対策を通達	農業災害補償法の一部改正（一筆収量建制の採用、市町村移譲、監督の強化等）
33	病傷事故の適正取扱いを通達、乳牛事故対策府県を指定	牛の流行性感冒発生

年次	制度変遷の概要	参考
昭和 34	<b>農業災害補償法の一部改正（3月法律第27号）</b> （牛馬の死廃病傷共済の掛金の死廃部分の1/2を国庫負担、乳牛加入奨励金の交付） 診療所整備強化補助開始	牛の流行性感冒発生 伊勢湾台風の家畜共済金9千万円
35	病傷事故の適正取扱いを通達、乳牛事故対策府県を拡大	薬事法公布
36	家畜共済制度改革の準備調査開始	農業基本法公布
37	多頭飼育加入奨励金の交付	
38	加入推進奨励金の交付	農業災害補償法の一部改正（農作物共済責任の拡充、補填内容の充実、国庫負担の合理化、病虫害の事故除外等）
39		漁業災害補償法公布
40	家畜共済制度改革の検討開始	
41	<b>農業災害補償法の一部改正（7月法律第125号）</b> (1)引受方式の改善（包括引受方式の採用） (2)共済事故の選択制を採用 (3)牛、馬の共済掛金国庫負担の拡充 (4)責任保有の合理化（異常事故の全額再保険） (5)家畜共済損害防止事業の強化 (6)病傷給付方式の合理化 (7)その他 共済掛金標準率の改定期間の短縮、損害評価会の審査義務の廃止、生産共済の廃止、山羊めん羊の除外、再保険料の分納、住所移転者の共済関係の特例	
42	改正制度4月から実施	
45	家畜共済損害防止事業の強化（乳牛の乳房炎、肉用牛の繁殖障害を追加）	
46	<b>農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第79号）</b> (1)牛、馬の共済掛金国庫負担割合の改善。新たに種豚への共済掛金国庫負担の実施 (2)病傷診療費の一部（初診料）農家負担制の導入	農業共済団体の組織の整備、農作物共済の合理化、蚕繭共済の充実、農業共済基金の業務範囲の拡大及び農業共済組合連合会に対する業務委託等 家畜伝染病予防法の一部改正

年次	制度変遷の概要	参考
昭和 47	改正制度 4月から実施 家畜事故対策府県を指定	牛の異常産発生（アカバネ病）
48	家畜の損害防止事業の強化（肉用牛の尿石症を追加） 国庫負担対象共済金額の限度額の頭数区分撤廃	
49	家畜診療所整備強化事業開始 (一般・基幹それぞれ 5か年計画)	
50	家畜共済の共済掛金割引の指定共済金額 (病傷給付対象共済金額の限度) の改定 事故除外の範囲の拡大	
51	<b>農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第30号）</b> (1) 肉豚を家畜共済の共済目的に追加 (2) 牛、種豚の共済掛金国庫負担割合の改善 (3) 組合等における共済責任の一部保留の原則化 家畜共済不振地区対策事業の実施（適正加入推進）	農作物共済の充実と合理化、蚕繭共済の充実、果樹共済の合理化、農業共済基金の業務範囲の拡大等
52	改正制度 4月から実施 家畜の損害防止事業の強化（牛のピロプラズマ病を追加）	
53	<b>農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第57号）</b> (家畜診療施設の法的位置づけの明確化) 家畜共済不振地区対策事業の拡大（適正加入推進及び予防衛生等指導事業）	畑作物共済及び園芸施設共済の本格実施、農業共済基金の業務範囲の拡大
54	改正制度 4月から実施 家畜共済地域対策事業開始（連合会は地域対策協議会の設置、組合等は事故発生防止事業－家畜共済不振地区対策事業の拡大） 家畜診療所整備強化事業 (新たに 5か年計画として開始)	
55	<b>農業災害補償法の一部改正（4月法律第31号）</b> （馬、肉豚の共済掛金国庫負担割合の改善）	蚕繭共済及び果樹共済の改善合理化 薬事法の一部改正（抗生物質の使用規制）

年次	制度変遷の概要	参考
昭和 58	56 改正制度 4月から実施 家畜共済地域対策事業の内容一部変更 (組合等の事故発生防止事業に種豚の追加)	
		家畜改良増殖法の一部改正（家畜受精卵移植に関する規制及び輸入に係る家畜人工授精用精液の利用に関する措置）
		学校教育法の一部改正（獣医学教育 6年制に移行）
	59 家畜診療所整備強化事業開始 (農業共済団体等運営特別事業として)	酪農振興法の一部改正→酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に変更
	60 家畜共済損害防止事業交付金の負担割合の縮減（交付率 70/100→65/100） <b>農業災害補償法の一部改正（6月法律第50号）</b> (1) 肉牛の子牛及び胎児を共済目的に追加 (2) 危険段階別共済掛金率の設定方式の導入	補助金等一括法の公布（政府の負担金、補助金等の整理及び合理化） 危険段階別共済掛金率の設定方式の導入（各事業共通）並びに農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の改善合理化 この頃より生乳の体細胞数に関する自主規制
	61 改正制度 4月から実施	牛の異常産（チュウザン病・九州、アカバネ病・東北）の発生
	62 家畜の損害防止事業の交付金負担割合の縮減（交付率 65/100→60/100）	農業災害補償法施行令の一部改正
		へい獣処理場等に関する法律の一部改正→化製場等に関する法律に変更
	2 農業共済地域対応強化総合対策開始（家畜共済地域対策事業は高被害率地域対策事業に、家畜診療所整備強化事業は家畜診療所再編整備強化事業に変更） 乳用牛、肉用牛の死廃事故が増加、収支悪化	肉用子牛生産安定等特別措置法の施行
平成元	3 農業共済地域対応強化総合対策の高被害率地域対策事業にハードヘルス型が新設	牛肉の輸入自由化開始
	4	獣医師法の一部改正 獣医療法の制定 家畜改良増殖法の一部改正

年次	制度変遷の概要	参考
平成 5	農業共済地域対応強化総合対策の高被害率地域対策事業の一般型の内容が拡充（農家調査に血液検査等が追加） 家畜共済損害認定準則の一部改正（残存物の基準額設定） 死廃事故低減体制整備緊急対策事業（指定助成事業、5～7年度）	農業災害補償法の一部改正（5月法律第35号）。生産組織を単位とした共済関係の導入並びに農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の責任分担の改善、共済掛金に係る国庫負担方式の合理化。 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れ（12月）
6		WTO協定採択（4月） 新食糧法成立（12月）
7	農業災害補償法施行規則の一部改正（12月農林水産省令第67号） (肉豚の引受方式を、出生日を同一とする飼養群から、離乳した日を同一とする飼養群を単位として引き受ける方式に改めた。)	WTO設立（1月） 新食糧法施行（11月）
8	死廃事故低減体制緊急対策事業一年間延長	
9		家畜伝染病予防法の一部改正（家畜伝染病の範囲の合理化、国内防疫体制の整備、輸入検疫の合理化）
10	家畜共済システムの実験実施	農政改革大綱策定（12月）
11	家畜共済システムの本格実施 <b>農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正（6月法律第69号）</b> (1) 新たな事故除外方式の導入 (2) 肉豚共済の引受方式の改善及び年間一括引受方式の試験的導入 (3) 責任分担の見直し (4) 農業共済事業の2段階制の導入	新農業基本法成立（7月）
12	改正制度4月から実施 家畜群疾病情報分析管理事業開始 豚コレラ、アフリカ豚コレラを家畜異常事故に追加	口蹄疫が宮崎県及び北海道下で発生（3月及び5月） 食料・農業・農村基本計画閣議決定（3月） 有珠山の噴火（3月） 三宅島雄山の噴火（8月） 家畜伝染病予防法の一部改正（国内の防疫体制の整備、輸入検疫の強化等）
13		牛海綿状脳症（BSE）が千葉県下で発生（我が国初）（9月） と畜場における全頭BSE検査開始（10月）

年次	制度変遷の概要	参考
平成 14	伝達性海綿状脳症（BSE）を廃用事故（3号）に追加（1月告示第24号）	「食」と「農」の再生プラン策定（4月）
15	家畜医療画像電送システム支援事業開始 <b>農業災害補償法の一部改正（6月法律第91号）</b> (1) 乳牛の子牛及び胎児を共済目的に追加 (2) 死廃共済金支払限度の設定 (3) その他 肉牛の胎児価額の算定方法の改善、多種包括共済の共済掛金率の計算方法の改善、共済掛金標準率の算定方法の改善 高度家畜診療体制整備事業の開始 ①家畜群疾病情報分析管理システム普及定着 ②家畜医療情報電送システム	牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法公布（6月法律第72号） 消費・安全局発足（食糧庁廃止、7月） 内閣府食品安全委員会創設（7月）
16	改正制度 4月から実施 高度家畜診療体制整備事業の拡充（事故発生要因分析・改善指導）	高病原性鳥インフルエンザが山口県、大分県及び京都府下で発生（79年ぶり・1月から3月） 食料・農業・農村基本計画閣議決定（3月） ポジティブリスト制度の適用開始（5月）
17		
18	家畜共済事故低減情報システム開発・指導事業の開始	
19		豚コレラ清浄化（4月）
20	家畜共済損害認定準則の一部改正（10月告示第1502号）（基準単価の設定方法の変更）	
21	家畜の損害防止事業の見直し（3月告示第444号）（牛の肝蛭症、牛のピロプラズマ病、馬の骨軟症を削除。子牛の寄生虫性腸炎、牛の運動器疾患、種豚の繁殖障害を追加。乳牛のケトン症を周産期疾患として組み直し。）	BSEステータスが「管理されたリスク」に決定（5月）
22	<b>農業災害補償法施行規則の一部改正（3月農林水産省令第22号）</b> (1) 乳牛の雌等（子牛等選択）及び肉用牛等（子牛等選択）の包括共済関係を有する者の乳牛の雌以外の子牛等の定義の変更	口蹄疫が宮崎県で発生（10年ぶり・4月から7月） 口蹄疫対策特別措置法公布（6月法律第44号）

年次	制度変遷の概要	参考
平成 23	<p>(2) 市町村の共済事業廃止等に伴う措置            ①待期間に係る例外事由の追加            ②個別共済関係に対する家畜の年齢制限に係る例外事由の追加            ③家畜共済の廃用事故の範囲に係る共済責任の始まった時のみなし規定の追加</p> <p><b>家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（4月法律第16号）の附則における農業災害補償法の一部改正</b>  <b>家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の本則における農業災害補償法施行規則の一部改正（6月農林水産省令第38号及び9月農林水産省令第57号）</b></p> <p>(1) 共済事故から家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により家畜の評価額の全額が手当金、特別手当金又は補償金として交付される原因となる死亡を除外し、廃用の範囲からも除外</p> <p>(2) 家畜異常事故から牛痘、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラによる死亡及び廃用を除外</p>	東日本大震災（3月） 口蹄疫清浄ステータス回復（2月） 家畜伝染病予防法の一部改正（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化）
平成 24	家畜の損害防止事業の見直し（牛の金属異物性疾患、肉牛の尿石症を削除。）	
平成 25		BSEステータスが「無視できるBSEリスク」の国に認定（5月） 豚流行性下痢が発生（10月から、1道37県） 食料・農業・農村基本計画閣議決定（3月）
平成 27	家畜共済損害認定準則の一部改正（4月告示第971号）（豚の死亡事故に対する画像による事故確認方法の追加）	
平成 29	<p><b>農業災害補償法の一部改正（6月法律第74号）</b></p> <p>※法律の題名は「農業保険法」に改称</p> <p>(1) 死廃共済と病傷共済に分離            (2) 棚卸資産の家畜の死廃事故については、事故発生時の資産価値で評価</p>	平成31年1月1日以降に共済掛金期間が開始する共済関係から適用 ((4)の初診料を含めた診療費全体の1割自己負担は令和2年1月から適用)

年次	制度変遷の概要	参考
平成 30	<p>(3) 家畜商が購入し、と畜場で牛白血病と診断された場合も補償の対象 (平成 27 年にと畜場で牛白血病と診断された場合も補償の対象化。)</p> <p>(4) 初診料を含めた診療費全体に一定の自己負担を設定</p> <p>(5) 共済加入者間で取引された家畜については、待期間内でも補償の対象</p> <p>(6) 牛、馬及び種豚の包括共済の事務については、期首に年間の飼養計画を申告し、期末に共済掛金を調整する方法に簡素化</p> <p>(7) 家畜共済の再保険の支払いについては、年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更</p> <p>(8) 危険段階別共済掛金率を全ての加入単位ごとに適用</p>	
平成 31	<p><b>農業保険法施行規則の一部改正（3月農林水産省令第 12 号）</b></p> <p>以下の事故除外方式を追加（令和元年 7 月から施行）</p> <p>(1) 摹乳牛及び育成乳牛について、繁殖能力を失う事故及び泌乳能力を失う事故</p> <p>(2) 牛について、火災、伝染病又は自然災害による廃用以外の廃用事故</p> <p>共済掛金国庫負担限度額の見直し（3月告示第 534 号。4 月から施行。）</p> <p>家畜の損害防止事業の見直し（4 月告示第 617 号。子牛の寄生虫性腸炎を削除。牛の呼吸器疾患を追加。）</p>	平成 30 年 7 月豪雨 北海道胆振東部地震（9 月） 豚コレラが 26 年ぶりに国内で発生（9 月）
令和 2		国内での新型コロナウイルス感染症の発生（1 月～） 家畜伝染病予防法の一部改正（「豚コレラ」を「豚熱」に、「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に改称）（2 月）

年次	制度変遷の概要	参考
令和3	死亡廃用共済共済価額設定準則及び農業保険法施行規則第107条第2項第2号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件の一部改正（1月告示第90号及び第91号）（肉用牛の評価基準設定の特例） 家畜の損害防止事業の見直し（3月告示第414号。牛伝染性リンパ腫を追加。）	食料・農業・農村基本計画閣議決定（3月） 家畜伝染病予防法施行規則等の一部改正（「牛白血病」を「牛伝染性リンパ腫」に改称）（7月） 令和2年7月豪雨 令和2年から3年までの冬季の大雪
令和4	家畜共済損害認定準則の一部改正（5月告示第870号）（豚以外にも死亡事故に対する画像による事故確認方法を追加） 農業共済組合模範事業規程例の基準の一部改正（災害時における共済掛金の払込期限の延長等）	
令和5	危険段階別共済掛金率設定・適用ガイドラインの一部改正（危険段階区分が選択された共済金額の水準に応じて変動する仕組みを導入。） 遠隔診を診療点数表の種別に設定 農業保険法施行規則の一部改正（6月農林水産省令第35号）（共済掛金の分納について最大12回支払等の変更）	